



上富田町告示第115号

下記要綱を公布する。

令和8年7月31日

上富田町長 奥 田

誠



記

1. 令和8年熊本地震災害義援金募集要綱

令和8年熊本地震災害義援金募集要綱

令和8年7月31日

要 綱 第38号

(趣旨)

第1条 上富田町では、令和8年熊本地震により甚大な被害を受けた方々の救助の一助とするために、災害義援金を募集する。

(義援金の名称)

第2条 義援金の名称は、令和8年熊本地震災害義援金(以下「義援金」という。)とする。

(受付期間)

第3条 義援金の受付期間は、令和8年7月31日(金)から令和8年12月15日(火)までとする。

(義援金の受入れ)

第4条 義援金は、上富田町役場庁舎、上富田文化会館に設置の義援金箱にて受付ける。

(義援金の配分)

第5条 義援金については、和歌山県の指定する口座に振り込みをし、和歌山県から被災地の自治体に対して配分する。

(受領証の発行)

第6条 寄付者が、義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望する場合は、役場本庁総務課で受領証を発行する。

(その他)

第7条 今回は、災害義援金のみを取り扱う。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。